

登録意匠「貝吊り下げ具」無効審決取消請求事件：知財高裁裁平成 27(行ケ)10104・平成 28 年 4 月 20 日（4 部）判決＜請求棄却＞

【キーワード】

冒認出願（意匠法 48 条 1 項 3 号），部分意匠，意匠の類似，意匠の美観（？）

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告代表者である A（以下「A」という。）は，平成 17 年 8 月 9 日，同人を創作者として，以下の部分意匠（以下「本件意匠」という。）を出願し（意願 2005-23092 号），平成 19 年 11 月 22 日，設定登録を受けた（意匠登録第 1318240 号。以下「本件意匠登録」という。甲 1，乙 1）。

ア 意匠に係る物品：「貝吊り下げ具」

イ 本件意匠の態様：別紙 1 の実線で表された部分のとおり

(2) A は，平成 23 年 10 月 19 日，被告（株式会社むつ家電特機）に対し，本件意匠登録に係る意匠権を移転した（乙 1）。

(3) 原告（株式会社エム・シー・アイ・エンジニアリング）は，平成 24 年 5 月 18 日，本件意匠登録の無効審判請求をした（乙 1）。

(4) 特許庁は，これを無効 2012-880008 号事件として審理し，平成 27 年 4 月 17 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との別紙審決書（写し）記載の審決（以下「本件審決」という。）をし，その謄本は，同月 27 日，原告に送達された。

(5) 原告は，平成 27 年 5 月 26 日，本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由は，別紙審決書（写し）のとおりである。要するに，本件意匠登録は，その意匠登録が創作者でない者であって，その意匠について意匠登録を受ける権利を承継しない者の意匠登録出願に対してされたものであることはできず，意匠法 48 条 1 項 3 号の規定により無効にされるべきものであるとはいえない，というものである。

(2) なお，本件審決は，本件意匠と金型設計図（甲 2 の 1・2）の意匠のうち本件意匠に相当する部分（以下「設計図部分」という。）との形態を対比した上，両意匠は，以下の相違点によって明らかに形態が異なり，同一のものであるということとはできない旨認定した。

ア 相違点ア

連結部について，本件意匠は，端面が小円形状のごく細いものであるのに対し，設計図部分は，端面が偏平な長形状で，正背面視突起部と同幅であ

る点。

イ 相違点イ

左右2本の連結部と上下2本のピンで囲まれた横長長方形部分の縦横比について、本件意匠は、約1：1.6であるのに対し、設計図部分は、約1：1.8である点。

3 取消事由

冒認出願に関する判断の誤り

【判 断】

1 本件意匠の構成について

本件意匠は、別紙1の実線で表された部分であり、貝の養殖に使用する貝吊り下げ具のうち、細長い棒状のピンを多数平行に配置し、そのピンの中央部において、左右両端寄りから斜め上側中央向きで左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として、そのロープ止め突起の内側直近に左右対称状に2本の連結紐を一体形成したものを上下等間隔に多数連結した部分の形状であり、これにより、それぞれの連結紐とロープ止め突起との間にほぼ三角形の空間を形成するとともに、2本の連結紐の間隔を広くして2本の連結紐と上下のピンの間にロープを配置できる広さを有する横長長方形の空間を形成している。

そして、横長長方形（内側）の縦対横の比率は、約4.7対7である。また、三角形（内側）の底辺の長さと同長方形（内側）の底辺の長さの比率は約4対7である。さらに、2本の連結紐は、切断した端面が小円形状のごく細い紐状であり、ロープ止め突起の先端は円弧状で丸く、正背面視で連結紐よりも太く、ピンの水平棒状部よりもやや細い（甲1）。

2 原告の主張について

(1) 原告は、Bの創作の下、金型設計図（甲2の1・2）に基づき、金型（甲3の1～3）を製作し、この金型で製造した甲4の形状のフープピンを、被告に対し、平成17年6月20日及び同年7月20日に納品したところ（甲14の1、甲15の1）、Aは、原告から納品された甲4のフープピンの形状を見て、同年8月9日、本件意匠について意匠登録出願をしたものである旨主張する。

(2) 甲4の形状のフープピンの納品について

ア 平成17年6月20日付けの納品書（控）（甲14の1）及び同年7月20日付けの納品書（控）（甲15の1）には、「フープピンⅡ型」との記載がある。

しかし、原告は、この「フープピンⅡ型」とは、甲4の形状のフープピンである旨主張するのに対し、被告は、「フープピンⅡ型」とは、甲46の1の形状のフープピンである旨主張するところ、ここにいう「フープピンⅡ型」がいかなる形状のフープピンであるかを的確に認定し得るに足る証拠は

存しない。

したがって、上記証拠をもって、甲4の形状のフープピンが平成17年6月20日及び同年7月20日に被告に納品されたとの事実を認めるに足りない。

イ 原告が甲4の形状のフープピンのもとになったと主張する金型設計図（4倍拡大図。甲2の1）からは、2本の連結紐を切断した端面の形状は、偏平な長形状（幅1mm、厚み0.5mm）であることが見て取れる。

他方、金型写真（甲3の1～3）からは、成形品の形状の詳細を見て取ることはできない。なお、原告は、上記写真に係る金型は既に廃棄したとして、当裁判所にその現物を示さない。また、成形品の写真（甲4及びその拡大図であるという甲30の8）からも、成形品の形状の詳細を見て取ることは困難である。

原告は、本件意匠と甲4のフープピンの意匠とを対比すれば、本件審決が認定した相違点アは存しないとして、甲4のフープピンは、2本の連結紐を切断した端面の形状が、本件意匠と同様に、小円形状である旨主張するところ、原告の上記主張を前提とすれば、甲4のフープピンと金型設計図（甲2の1）とでは、2本の連結紐の形状が相当に異なるから、甲4のフープピンが金型設計図（甲2の1・2）に基づき製作された金型で成形されたものであるとは、にわかに認め難い。原告は、連結紐の切断した端面の形状等は、金型設計図から金型を製作する際に、金型の製作者において任意に調整するような事柄である旨主張するが、連結部の形状は、予期せぬピンの切断や、ピンの切離し作業に直接影響するものであることに照らせば、上記指摘は容易に採用し難い。

ウ 原告は、Bの創作の下で、甲4の形状のフープピンを製造し、被告に対し、平成17年6月20日及び同年7月20日に納品したとする。

しかし、被告は、従前、原告に製造を発注する製品の仕様については、形状、寸法、角度等の細部に至るまで図面で指示していたことがうかがわれること（甲8、甲9の1～3、甲10の1）、金型の製作には数百万円という多額の費用がかかること（例えば、甲5では、60個取りの金型の製作費用が300万円であるとされている。）等に照らすと、原告が、金型製作の前に、被告との間で、製品の仕様の詳細について事前の打合せを経ずに、独自に製品の仕様を発案し、金型を製作するとは考え難い。しかるに、原告は、甲4の形状のフープピンを製造するための金型を製作するに至った経緯について、合理的な説明をしているとはいえない。

エ 以上に照らせば、原告が挙げる証拠をもって、原告が、本件意匠登録の出願日より前に甲4の形状のフープピンを被告に納品していたとの事実を認めるに足りないと言わざるを得ない。

(3) 本件意匠と甲4の形状のフープピンの意匠との同一性について

原告が、本件意匠登録の出願日より前に甲4の形状のフープピンを被告に納

品していたとの事実を認めるに足りないと言わざるを得ないことは、前記(2)のとおりであるが、この点を措いて、原告が主張するように、本件意匠と甲4のフープピンの意匠とを対比しても、両意匠は、左右2本の連結紐と上下2本のピンで囲まれた横長長形状部分の縦横比が相違する(なお、甲4及び甲30の8からは、甲4のフープピンにおける縦横比を的確に認定することはできないが、少なくとも、本件審決が認定した約1対1.8を上回ることが見て取れる。)

本件意匠は、貝吊り下げ具のうち、ピンを多数平行に配置し、そのピンの左右両端寄りから斜め上側で左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として、その間に上記小突起寄りに左右対称状に2本の連結紐を一体形成したものを上下等間隔に多数連結した連結部にかかる部分意匠であることに照らせば、左右2本の連結紐と上下2本のピンで囲まれた長方形の形状(縦横比の相違)は、これが多数連なった場合、両意匠の美観に少なからず相違を生じる点であるというべきである。

したがって、上記の点で相違する本件意匠と甲4のフープピンの意匠とが同一のものであるともいうことはできない。

(4) 以上のとおり、甲4の形状のフープピンを被告に納品していたとの事実を認めるに足りず、しかも本件意匠と甲4のフープピンの意匠とが同一のものであるともいうことはできないから、いずれにせよ、原告の前記主張は、採用の限りでない。

3 本件意匠の創作経緯について

(1) 認定事実

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告は、漁具の設計製造販売等を目的とする会社であって、本件意匠登録以前から貝の養殖に使用する貝吊り下げ具を販売しており、平成14年頃から、原告に対し、貝吊り下げ具(フープピン)の製造、納入を発注するようになった(甲5, 21)。

被告の代表者であるAは、平成13年4月6日には、ピンを多数平行に配置し、そのピンの中央部において、ピンの左右両端寄りから斜め下側中央向きで左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として備える貝吊り下げ具の意匠を創作し、意匠登録出願して登録を受けた(意匠登録第1153379号。甲32)。

イ Aは、その後も、貝吊り下げ具について、同人を創作者とする複数の意匠登録出願をしており、このうち平成14年9月19日を出願日とする意匠登録出願(意願2002-025569号)の意匠は、以下の構成を有するものである(甲27の1)。なお、上記意匠登録出願に対しては、意匠法17条に該当することを理由として、平成15年12月25日付けで拒絶査定がされた(甲27の3・5)。

ピンを多数平行に配置し、そのピンの中央部において、ピンの左右両端寄

りから斜め上側中央向きで左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として、そのロープ止め突起の内側中央部に1本の連結紐を一体形成したものを上下等間隔に多数連結した貝吊り下げ具である。そして、1本の連結紐は、切断した端面が小円形状のごく細い紐状であり、ロープ止め突起の先端は円弧状で丸く、正背面視で連結紐よりも太く、ピンの水平棒状部よりもやや細い。

ウ Aは、同人を創作者として、平成15年3月13日を出願日とする意匠登録出願（意願2003-006624号）をした。上記意匠登録出願の意匠は、以下の構成を有するものである（甲25の1）。なお、上記意匠登録出願に対しては、意匠登録第1153379号の意匠（甲32）と類似し、意匠法3条1項3号に該当することを理由として、同年10月24日付けで拒絶査定がされた（甲25の2・4）。

ピンを多数平行に配置し、そのピンの中央部において、ピンの左右両端寄りから斜め上側中央向きで左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として、そのロープ止め突起の内側に左右対称状に2本の連結紐を一体形成したものを上下等間隔に多数連結した貝吊り下げ具であり、それぞれの連結紐とロープ止め突起との間には台形状の空間（ロープ止め突起の先端部と連結紐との間に隙間があるため、三角形までには至らない。）を形成するとともに、2本の連結紐と上下のピンの間には縦長長方形の空間を形成している。そして、縦長長方形（内側）の縦対横の比率は、約5対4である。また、台形（内側）の底辺の長さと同長方形（内側）の底辺の長さの比率は約6対4である。さらに、2本の連結紐は、切断した端面が小円形状のごく細い紐状であり、ロープ止め突起の先端は円弧状で丸く、正背面視で連結紐よりも太く、ピンの水平棒状部よりもやや細い。

エ Aは、同人を創作者として、平成15年3月13日を出願日とする意匠登録出願（意願2003-006631号）をした。上記意匠登録出願の意匠は、以下の構成を有するものである（甲47）。なお、上記意匠登録出願に対しては、拒絶査定がされた（甲51の1）。

ピンを多数平行に配置し、そのピンの中央部において、ピンの左右両端寄りから斜め上側中央向きで左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として、そのロープ止め突起の内側にロープ止め突起の先端部と接するようにして左右対称状に2本の連結紐を一体形成したものを上下等間隔に多数連結した貝吊り下げ具であり、それぞれの連結紐とロープ止め突起との間には三角形の空間を形成するとともに、2本の連結紐と上下のピンの間には横長長方形の空間を形成している。そして、横長長方形（内側）の縦対横の比率は、約5対12である。また、三角形（内側）の底辺の長さと同長方形（内側）の底辺の長さの比率は約3対12である。さらに、2本の連結紐は、切断した端面が小円形状のごく細い紐状であり、ロープ止め突起は、正背面視で連結紐よりも太く、ピンの水平棒状部よりもやや細い。

オ Aは、同人を創作者として、前記ウの意匠と2本の連結紐の切断した端面が扁平な長方形であるほかは同様の構成を有する意匠についても、平成15年3月13日を出願日とする意匠登録出願（意願2003-006625号）をしたが（甲26の1）、前記ウと同じ理由により、同年10月24日付けで拒絶査定がされた（甲26の2・5）。

カ Aは、同人を創作者として、前記ウの意匠と連結部が1本の帯状の薄片で構成されているほかはおおむね同様の構成を有する意匠についても、平成15年3月13日を出願日とする意匠登録出願（意願2003-006622号）をし、上記意匠登録出願に係る意匠については、同年7月18日意匠登録された（意匠登録第1184322号。甲28）。

キ Aは、同人を創作者として、甲46の1の形状のフープピンとおおむね同様の構成を有する連結部に係る部分意匠について、平成16年11月9日を出願日とする意匠登録出願（意願2004-34119号）をし、上記意匠登録出願に係る意匠については、平成17年9月2日意匠登録された（意匠登録第1253339号。甲51の3）。

ク 被告は、平成17年頃、甲45の1の形状のフープピンやその改良型である甲46の1の形状のフープピンを販売していたが、その販売については、株式会社東北総合研究社の有する特許権（甲36）の侵害となることを避けるため、同社との間で実施許諾契約を締結し、同社に対し、実施料を支払っていた（甲51の1・4）。

そこで、被告は、実施料の負担を避けるため、上記特許権と抵触するおそれのない形状に改造する必要が生じ、2本の連結紐により連結部を構成する形状のフープピンを製品化することにし、製品化に当たり、本件意匠について意匠登録出願をした（甲51の1・5）。

(2) 本件意匠の創作について

ア 本件意匠と先行意匠との関係

(ア) Aが、本件意匠登録に係る意匠登録出願日より前である平成15年3月13日に出願した前記(1)ウの意匠は、本件意匠の構成と、2本の連結紐をロープ止め突起の内側直近に形成するか、ロープ止め突起の内側であるがやや離れた位置に形成するかの違いがあるほかは、同様の構成の意匠である。本件意匠と前記(1)ウの意匠とは、ロープ止め突起と2本の連結紐の形成する空間の形状や2本の連結紐と上下のピンとが形成する空間の形状に違いがあるが、これらの違いは、ロープ止め突起と2本の連結紐との位置関係の相違により生じるものである。

(イ) Aが、平成15年3月13日に出願した前記(1)エの意匠は、ロープ止め突起の先端部が2本の連結紐に接している点で本件意匠とは異なるが、2本の連結紐と上下のピンの間には横長長方形の空間を形成するものである。

イ 前記アのとおり、Aは、本件意匠登録に係る意匠登録出願日より前に、自らを創作者として、本件意匠と一部のみにおいて異なる意匠の意匠登録出願

をしていたことが認められ、これらの事実^に照らせば、先行意匠登録出願に係る意匠において、さらに2本の連結紐を形成する位置を工夫した本件意匠を独自に創作したとしても、不自然ではない。なお、原告は、上記先行意匠登録出願は拒絶査定を受け、その意匠は意匠登録に至っていないから、上記先行意匠登録出願の存在は、Aが本件意匠を創作したことの証拠とはならない旨主張するが、Aを創作者とする上記先行意匠登録出願がされたことは、これらの出願に対し拒絶査定がされたか否かにかかわらないから、上記指摘は当たらない。

そして、前記(1)クに認定した事実によれば、本件意匠登録出願の経緯についても、特段不合理な点は認められない。

(3) 以上によれば、Aにおいて、本件意匠を創作し、意匠登録出願したとする経緯に、特段の不自然さや不合理さは認められないのであって、本件意匠はAが創作したものであると推認することができる。

4 結論

以上のとおり、原告の主張は採用することができず、本件意匠はAが創作したものであると推認することができる。よって、本件意匠登録は、その意匠登録が創作者でない者であって、その意匠について意匠登録を受ける権利を承継しない者の意匠登録出願に対してされたものであるということとはできない。

したがって、原告の本訴請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件は、本件登録意匠の登録出願が、創作者でない者で、その意匠について意匠登録を受ける権利を継承しない者によってなされたものだから、意匠法48条1項3号の規定により無効とされるべきであるとする原告の主張が、認められなかったことに対する不服の審決取消請求事件である。

しかしながら、原告が製造した甲4に係る形状のフープピン（貝吊り下げ具）を、

被告に対して納品した時の納品書（甲14の1，甲15の1）には「フープピンⅡ型」と記載されているから、これは甲46の1に係る形状のフープピンであると被告は反論したのである。

これについて裁判所は、「フープピンⅡ型」がいかなる形状のフープピンであるかを認定し得るに足る証拠は存在しないから、甲4に係る形状のフープピンが、平成17年6月20日及び同年7月20日に被告に納品されたとの事実を認めるに足りないとして認定し、この証拠をもっては本件意匠登録出願前に甲4に係る形状のフープピンを被告に納品していた事実を認めるに足りない、と判断したのである。

原告と被告との営業関係の歴史は不明であるが、被告（意匠権者）は自分で創作した意匠に係る物品を、原告（審判請求人）に発注して製造してもらうと

いう関係にあったようであるから、そうであれば、原告自身が創作者の地位を有していたと考えることは誤りであり、納品書が証拠になるとする主張はできない。

2. ところで、裁判所は、本件意匠の創作経緯について説示しているから、検討してみる。

被告自身は、漁具の設計製造販売を目的とする会社であり、原告とは平成14年ごろからフープピンの製造を発注していたから、被告の代表者Aが創作した意匠については、意匠登録出願をしていたが、登録されたものもあるし、拒絶査定されたものもあることは甲号証によって証明され、意匠登録第1153379号の意匠権も有しているのである。

裁判所は、創作者Aの本件意匠に係る物品をめぐる創作経緯を調査してその創作活動が積極的に行われていた事実を明らかにすることにより、本件意匠をAにおいて創作して意匠登録出願をしたことに特段の不自然さや不合理さは認められないと推認したのである。

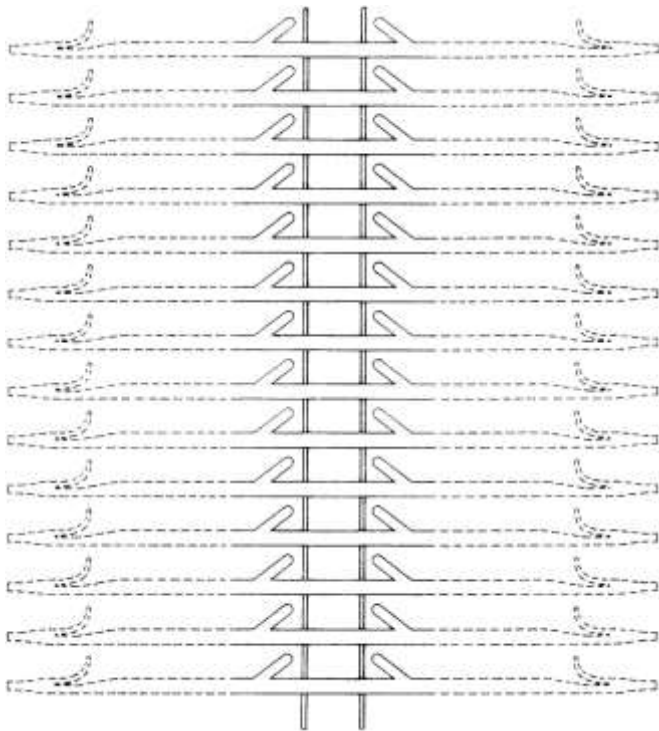
しかし、本件は原告による被告に対する冒認出願の主張に対する裁判所の判断が求められた事案であり、それ以外の問題については無関係なことであるから、本件判決は傍論に及んでいるきらいがある。

3. なお、この裁判所も「意匠」の定義規定（法2条1項）を無視して意匠の実体について考えている。「視覚を通じて」起こさせるものは、「美感」（aesthetic feeling）であって、「美観」（aesthetic appearance）ではないのである。そして、関係者は両語の違いは大きいことを考えてほしいのである。

[牛木 理一]

(別紙 1)

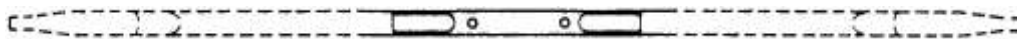
【正面図】



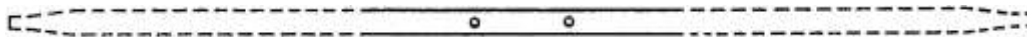
【右側面図】



【平面図】



【底面図】



【正面図に示される貝吊り下げ具から取出したピンの参考正面図】

